

国立大学法人東京医科歯科大学個人番号及び 特定個人情報取扱規則

〔平成27年12月14日〕
規則第212号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いその他特定個人情報等の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条及び番号法第2条の定めるところによる。

- 2 この規則において「職員」とは、本学において、直接又は間接に本学の指揮監督を受けて、本学の業務に従事している者をいい、役員、派遣労働者及び業務委託契約等により本学の業務に従事している者を含む。
- 3 この規則において「特定個人情報等の取扱い」とは、特定個人情報等の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託及び廃棄・消去をいう。

第2章 管理体制

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第3条 本学において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

- (1) 職員（扶養親族を含む。）に係る源泉徴収事務、個人住民税事務、社会保険関係事務、労働保険関係事務及び共済組合関係事務
- (2) 職員以外の個人に係る報酬・料金等の支払調書作成事務

（総括責任者）

第4条 本学に、総括責任者1名を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、本学における特定個人情報等の取扱いに関する事務を総括する。
- 3 総括責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次の各号に掲げる事項その他本学における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有するものとする。
 - (1) 職員への周知、一般への公表
 - (2) この規則に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認
 - (3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進
 - (4) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
 - (5) 事故発生時の対応策の策定・実施

（事務取扱担当部門）

第5条 本学は、次の部門ごとに特定個人情報等の取扱いに関する事務を行うものとする。

- (1) 職員（扶養親族を含む。）に係る個人番号関係事務に関する事務部門
- (2) 職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関する事務部門

（保護責任者）

第6条 前条における部門に、保護責任者を置き、特定個人情報等を取り扱う各部局等の課及び室並びに事務部（課を置く事務部を除く。）の長をもって充てる。

- 2 保護責任者は、自らの部門に所属する職員の特定個人情報等の取扱いに関する権限と責務を有するものとする。
- 3 保護責任者は、自らの部門に所属する職員が特定個人情報等について適正に取り扱うよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

（事務取扱担当者）

第7条 本学における特定個人情報等の取扱いに関する事務については、第5条に規定する部門ごとに事務取扱担当者を置き、その役割を明確にするものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、使用権限のない者には使用させてはならない。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適切に記録する。

（管理区域及び取扱区域）

第8条 本学は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、第5条に規定する部門ごとに特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を管理する区域（以下、「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という。）を明確にする。

- 2 管理区域は、特定個人情報等を取り扱う機器等及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。
- 3 取扱区域は、事務取扱担当者が執務を行う部屋又は事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

（職員の監督）

第9条 本学は、職員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

（職員の責務）

第10条 職員は、番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括責任者、保護責任者及び事務取扱担当者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

（特定個人情報等の取扱状況の確認）

第11条 総括責任者は、本学における特定個人情報等の取扱いが関係法令、この規則等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2 総括責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

（体制の見直し）

第12条 本学は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

（苦情等への対応）

第13条 本学は、本学における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

2 総括責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等

（個人番号の取得、提供の求め）

第14条 本学は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

（本人確認）

第15条 本学は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

（本人確認書類の保存）

第16条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、適切な安全管理措置を講じたうえで、これを保管することができる。

（個人番号の利用）

第17条 本学は、第3条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本学が保有している個人番号を利用することができる。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第18条 本学は、第3条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第19条 本学は、第3条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、盗難、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。

(2) 特定個人情報等を含む書類及び電子媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。

(3) 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。

(4) 特定個人情報等を含む書類であって、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。

3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(情報システムの管理)

第20条 本学において使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

(1) 総括責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。

(3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

(4) 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(5) 情報システムへのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じる。

(特定個人情報等の持ち運び等)

第21条 本学において保有する特定個人情報等は原則として持ち運んではない。ただし、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、次に掲げる方法により管理する。

(1) 特定個人情報等を含む書類を持ち運ぶときは、外部から容易に閲覧されないよう封緘する等の措置を講じる。

(2) 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。

(3) 特定個人情報ファイルを電子媒体等又は機器にて持ち運ぶときは、データの暗号化、パスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供

（特定個人情報等の提供）

第22条 本学にて保有する特定個人情報等の提供は、第3条に規定する事務に限るものとする。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本学で保有している特定個人情報等を提供することができる。

（第三者提供の停止）

第23条 特定個人情報等が前条各号に規定する以外の目的で第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに正当な理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 委託

（委託先の監督）

第24条 本学は、本学の職員及び職員以外の個人に係る個人番号関係事務の全部又は一部を他者に委託するときは、委託先において本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

- 2 本学は、委託先に対して次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 委託先における特定個人情報等の安全管理措置が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
 - (2) 委託先との間で次の事項等を記載した契約を締結する。

特定個人情報等に関する秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報等の持ち運びの禁止、特定個人情報等の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、委託先の職員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告、特定個人情報等を取り扱う職員の明確化、本学が委託先に対して調査を行うことができる規定等
- 3 委託先が本学の許諾を得て再委託するときには、再委託先の監督については、前2項の規定を準用する。

第7章 廃棄、消去

（特定個人情報等の廃棄、消去）

第25条 本学は、第19条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について、次の通り速やかに削除又は廃棄する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等は、専用のデータ削除ソフトウェア等の利用又は物理的な破壊等により復元不可能な手法で削除する。
- (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は、容易に復元できない手法を採用する。

(廃棄の記録)

第26条 本学は、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を証明する記録等を保存するほか、第7条第3項に規定する執務記録にその事実を記載するものとする。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に廃棄又は消去したことについて、証明書等により確認する。

第8章 その他

(事案の報告及び再発防止措置)

第27条 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告する。

- 2 保護責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。

(委員会)

第28条 本学における特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定及び連絡・調整は、情報公開・個人情報保護委員会において行う。

- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の規則の準用)

第29条 この規則に定めるもののほか、特定個人情報等の取扱いに関する事項については、個人情報管理規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成27年12月14日より施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月12日規則第168号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月6日規則第100号)

この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則 (令和5年7月20日規則第94号)

この規則は、令和5年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。